

議案第十九号

三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例の設定について

次のおり三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安田真一郎

昭和六十二年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町山村開発センター等運営審議会設置条例

(設置)

第一条 三朝町山村開発センター等の管理運営について審議するため、三朝町山村開発センター等運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、町長の諮問に応じ、山村開発センター、小鹿地区多目的研修会施設及び三徳地区多目的研修会施設の管理運営について審議する。

2 審議会は、前項に関する事項について必要があると認めるときは、町長に意見を述べる
ことができる。

(組織)

第三条 審議会は、委員十人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、町長が委嘱する。

一 町議会議員

三人

二 町農業委員会委員 一人

三 町農業協同組合理事 一人

四 中部森林組合理事 一人

五 学識経験者 四人

(任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(雑則)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

- 2 三朝町山村開発センターの設置及び管理に関する条例(昭和四十七年三朝町条例第二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

(小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

3 小鹿地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十六年三朝町条例第一号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

(三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

4 三徳地区多目的研修会施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三朝町条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除